

# 公共建築物における木造化・木質化推進に関する実施方針

静岡市都市局建築部

平成 29 年 3 月

(目的)

- 1 「公共建築等における木材の利用の促進に関する法律」が平成22年10月に施行されたことから、本市では平成24年3月に「静岡市公共建築物等における市産材等木材利用促進に関する基本方針」を策定し、これを市の方針として位置付け、公共建築物等における木材の利用の促進を図ることとした。

建築部においても、市産材の需要拡大を目的とし、積極的に市産材の利用を推進するため「公共建築物における木造化・木質化推進に関する方針」を定め、自主的な取組みを図るものとする。

(用語の定義)

- 2 この方針に使用する用語の定義は、以下に掲げるとおりとする。
  - (1)「木材の利用」とは、建築基準法第2条第5号に規定する主要構造部その他の建築物の部分の建築材料、工作物の資材、製品の原材料及びエネルギー源として生産された木材その他の木材を使用すること(これらの木材を使用した木製品を使用することを含む。)をいう。
  - (2)「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築にあたり、主要構造部の全部又は一部に木材(集成材を含む。)を利用することをいう。
  - (3)「木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替にあたり、内・外装に木材を利用することをいう。
  - (4)「混構造」とは、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造などの異なった構造材を混用した構造のことをいう。

(木造化の推進)

- 3 公共建築物のうち、耐火建築物及び準耐火建築物とすることが求められない低層の建築物(別表参照)の木造化を図るものとする。ただし、以下に掲げる場合は除くものとする。
  - (1) 構造計画やコスト面で困難な場合
  - (2) 治安上及び災害目的等から木造以外の構造とすべき施設
  - (3) 危険物の貯蔵または使用する施設など、木造化になじまない又は図ることが困難であるとされる施設

(木質化の推進)

- 4 内・外装材において、建築基準法、消防法等に抵触しない木材使用が可能な部分の床・壁・天井・間仕切り壁及び窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分について、積極的に木質化を図るものとする。

(混構造の推進)

- 5 木造と非木造(鉄骨造、鉄筋コンクリート造等)の混構造とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等から有効な場合は積極的に採用する。

(市産材の使用)

- 6 使用する木材は、原則市産材とする。ただし、調達期間において工期等に支障を来す恐れがある場合は、県産材等とする。このことについては、図面の特記仕様書等に明記をする。

(推進方法)

- 7 施設の木造化を推進するため、次年度以降の予算要求前の事業計画において関係各課と木造化について協議を行う。

(技術的事項)

- 8 木造施設的设计における、技術的な事項及び標準的な手法は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「木造計画・設計基準」による。

(附則)

この実施方針は、平成 24 年 4 月 1 日より適用する。

(附則)

この実施方針は、平成 29 年 3 月 1 日より適用する。